

行政機関等匿名加工情報作成業務委託 仕様書

1 委託の概要

(1) 業務名

行政機関等匿名加工情報作成委託業務

(2) 本契約の業務概要

本契約の業務内容は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（以下「匿名加工情報」という。）を委託者が第三者に提供するに当たり、委託者が保有する保有個人情報を法第116条の規定に基づき加工する業務（以下、「本業務」という。）とする。

(3) 納品期限

令和7年2月28日（金）まで

(4) 契約期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）まで

2 保有個人情報匿名加工

(1) 業務の概要

受託者は、法第116条第1項及び個人情報の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第62条各号に定める基準を満たした匿名加工の方法を決定し、保有個人情報の加工を行うものとする。

(2) 保有個人情報

ア ファイル数

2種（CSV形式）

イ 記録項目数

(ア) 介護保険給付実績ファイル（以下、「ファイルA」という）：170項目

(イ) 介護保険認定関係ファイル（SIGNA介護）（以下、「ファイルB」という）

： ファイルB-1 175項目、ファイルB-2 44項目

ウ データ件数

(ア) ファイルA：約4,150万件

(イ) ファイルB：約27万件

エ 加工方法

(ア) ファイルB-1とファイルB-2に付されたオリジナルIDに基づき名寄せを行う。

(イ) ファイルAとファイルBの名寄せは不要とする。

(ウ) ファイルAとファイルBのオリジナルIDからランダムな方法で新たなID（0埋めした10桁の連番形式）に置換する。ただし、ファイルAとファイ

ル B で同一のオリジナル ID を持つものについては、新たな ID は共通のものを付ける。

(3) 作業場所

本業務は、本市執務室内の委託者が指定する場所で行うものとする。

(4) 作業日時

原則として、開庁日の午前 9 時から午後 5 時までの時間帯で、委託者及び受託者が調整をした日時とする。詳細は委託者と協議のうえ決定する。

(5) 作業期間

本業務の作業期間は、着手から 3 箇月以内を目途とし、詳細は委託者と協議のうえ決定する。

(6) 匿名加工用ソフトウェア

本業務で使用する加工用ソフトウェア等の加工環境は受託者が準備することとし、ソフトウェアのライセンス料等は受託者が負担する。ただし、ソフトウェアをインストールするノートパソコン（以下「作業用パソコン」という。）は、委託者が準備する。

(7) 作業内容

ア 受託者は、本業務の責任者及び本業務に従事する者の氏名等をあらかじめ委託者に報告をする。

イ 本業務は、委託者が準備する作業用パソコンを利用して行う。

ウ 作業用パソコンは、Windows11、Corei7、32GB(16GB×2) メモリを搭載したパソコンとする。

エ 作業用パソコンは、ネットワークに接続してはならない。

オ 保有個人情報の形式は、CSV ファイルとする。

カ 保有個人情報は、あらかじめ委託者が作業用パソコンに保存し、受託者は、これを加工し、作成したデータは委託者が指定する記録媒体に保存すること。

キ 作成したデータを委託者が指定する記録媒体に保存するに当たっては、作成したデータに保有個人情報が一切含まれていないことを全件確認すること。

ク 保有個人情報及び作成したデータは、2(10)の場合を除き、他の記録媒体に保存しないこと。

ケ 保有個人情報及び作成したデータは、作業場所から持ち出してはならない。

コ 作業中は名札等を着用すること。

サ 作業中、離席をする場合は、担当職員にその旨連絡をすること。

シ 作業中、受託者の責に帰すべき事由により委託者の備品等を破損したときは、直ちに委託者にその旨を通知し、その指示に従うこと。この場合において、受託者は委託者に対し賠償の責を負うこと。

(8) 作業用パソコンの持出し

作業用パソコンは、作業場所から持ち出してはならない。

(9) 本業務終了後の作業用パソコン内の保存データの削除

本業務終了後は、作業用パソコン内に保有個人情報や作成したデータ等が保存されたままになっていないか、受託者がインストールしたソフトウェアがアンインストールされているか、委託者及び受託者相互に確認をし、確実に削除されていることを確認する。

(10) 作成したデータの提供

作成したデータは、委託者が準備する記録媒体に保存し、委託者に提供するものとする。

(11) 「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」(別紙1)の適用

「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」に規定する各事項を適用するものとする。

なお、同共通仕様書事項中「個人情報」とあるのは、「保有個人情報及び匿名加工情報等」と読み替えて、同共通仕様書を適用するものとする。

(12) 関係法令の遵守

本業務を実施するに当たり、受託者は、法第116条、第121条、第122条、第176条、第180条その他関係法令を遵守すること。

3 その他

(1) 本業務は再委託してはならない。

(2) この仕様書に定めのない事項が発生した場合の対応は、委託者、受託者双方で協議の上、決定する。ただし、法及び規則に規定がある場合は、当該法及び規則の規定によるものとする。